

令和2年度 第4回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和3年2月1日（月） 16時00分～

会議場所：石狩市役所5階 第1委員会室

出席者：岡本会長、榎本委員、氏家委員、伊藤委員、神代委員、中村委員、長原委員

事務局長：佐藤建設水道部長

事務局：小島建設総務課長、木本主査、柏崎主任

傍聴者：1名

<事務局：小島課長>

それでは定刻となりました。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、石狩市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本審議会の進行を務めさせていただきます、事務局の小島でございます。

それでは、開会に先立ちまして加藤市長より諮問書をお渡しいたします。

<加藤市長>

石狩市都市計画審議会 会長 岡本浩一様、石狩市長 加藤龍幸。

札幌圏都市計画の変更について、次の案件について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき諮問します。諮問案件、札幌圏都市計画用途地域の変更【石狩市決定】以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

<事務局：小島課長>

それでは加藤市長よりご挨拶を申し上げます。

<加藤市長>

委員の皆さま方には、ご多用の中にもかかわらず、また新型コロナウイルスの患者さんが発生してから約1年、なかなか終息しない中、皆さま方も大変ご不自由な生活をされているのではないかという風に推察をいたします。そのような状況にも関わらず審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日が今年度の最後の審議会になります。次年度の開催につきましては現在未定ではありますが、委員の皆さまの任期が本年6月30日で満了となりますことから、通常でいけば任期最後の審議会となりますので、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、令和元年7月1日から2年間に亘りまして、委員をお務めいただき、本市の都市計画行政にご尽力を賜りましたこと、誠にありがとうございます。この2年間は将来の石狩市の都市づくりの方針を策定する大変重要な期間でありました。令和元年度には、将来の都市整備の方針となる「石狩市都市整備骨格方針」の策定、計画期

間が20年であり、そのご審議をいただきました。今年度は、札幌圏における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分の変更」の案の作成のご審議をいただきました。また、昨年4月には、石狩市の原動力であります石狩湾新港地域において、コストコの出店に関しまして、「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」に基づく許可に係る審議もございました。このような大きな案件に関して、皆さまにご審議をいただき、貴重なご意見をいただけたことで、市としては適切な判断をすることができ、本市のさらなる発展へ踏み出せたものと考えております。

今後につきましても、これまで皆さまからいただきましたご意見を本市の都市計画行政にしっかり反映してまいりたいと存じます。最後になりますが、改めて2年間のお力添えに感謝を申し上げますとともに、委員の皆さまの益々のご活躍をご祈念申し上げ、簡単ではございますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

<事務局：小島課長>

加藤市長につきましては、このあと他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

<加藤市長>

大変申し訳ありません、よろしく申し上げます。

<事務局：小島課長>

次に、本日の審議会でございますが田中委員、井田委員、菊地委員より欠席される旨の申し出がございました。本日の出席者は委員10名のうち7名であり、「石狩市都市計画審議会条例第5条第1項」に規定する委員の二分の一以上の出席となりますことから、会議は成立していることをご報告いたします。

最後に本日の資料の確認をさせていただきます。A4版の審議会次第と、諮問案件資料1冊がお手元にあるかと思えます。皆さまよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは会長、よろしく願いいたします。

<岡本会長>

はい、それではこれから令和2年度第4回石狩市都市計画審議会を始めたいと思います。今日は少し暖かくなって気持ちが晴れやかな感じがしますが、まだまだ先ほどもお話にありましたけれども、コロナの心配もありますので、なるべくコンパクトに、事前に説明していただいているものもありますので、コンパクトにおさめられたらという風に思っております。本日の議題は先ほど市長から諮問された「札幌圏都市計画用途地域の変更」となっています。それでは事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

<事務局：木本主査>

建設総務課計画担当の木本です。私から、本日の諮問案件についてお手元の資料をもとにご説明してまいります。それでは座ってご説明させていただきます。

札幌圏都市計画用途地域の変更についてご説明いたします。資料は【諮問案件】①で、決定権者は石狩市でございます。始めに、今回用途地域の変更に係る理由をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。都市計画変更に係る理由書になります。1 は案件名、2 は決定経過となっております、3. 都市計画変更の目的で、変更理由を記載しております。変更理由ですが、2 段落目からになりますが、「港湾整備の進捗に伴い生じている都市計画の指定状況と港湾としての土地利用状況との乖離を解消し、適正な土地利用が図られるよう区域区分の変更に合わせて用途地域の変更を行う」ものであります。これは、北海道決定案件で、昨年7月17日に、市から本審議会に諮問し答申をいただき、同日付で案を申し出した後、現在、北海道で手続き中の「札幌圏都市計画区域区分の変更」により、市街化区域に編入する箇所は用途地域を新たに指定し、市街化区域から除外する箇所は併せて用途地域からも除外する、という内容でございます。なお、4. 都市計画変更の内容につきましては、後ほど図面を使ってご説明いたします。

次に、2 ページをご覧ください。法で定められた計画書となっております、変更後の用途地域別の面積表となっております。変更箇所につきましては、次の新旧対照表をもとにご説明いたします。

次に3 ページをご覧ください。こちらが新旧対照表となっております。用途地域の面積の新旧を示しており、表の一番右、「面積」という項目の増減の欄に数値が記入されている用途地域が、今回変更のある用途地域となっております。今回は3種類の用途地域について、変更することとなります。順に、表の下から4番目、用途地域の欄でいうと準工業地域になりますが、マイナス11ヘクタール、その下、用途地域は工業地域ですがプラス1ヘクタール、その下工業専用地域ですが、プラス2ヘクタールとなり、一番下の欄の合計欄ですが、合計面積は新では約2,786ヘクタール、その2つ右の欄の旧は約2,794ヘクタールとなっております、増減としては一番右の欄にありますとおり、マイナス8ヘクタールとなります。

次に4 ページをご覧ください。具体的変更箇所について、図によりご説明いたします。変更箇所は4箇所となっております、始めに図の左下、「石-1 石狩湾新港地区（中央1丁目A地区）」ですが、これまでは市街化調整区域で用途地域の指定をしていない白地地域でしたが、今回、市街化区域の編入に併せて準工業地域を指定します。面積は0.2ヘクタールであります。次に、図の真ん中より上側、「石-2 石狩湾新港地区（中央4丁目地区）」ですが、これまでは市街化調整区域、白地地域でしたが、今回市街化区域の編入に併せて工業専用地域を指定します。面積は1.8ヘクタールであります。次に、図の右側、「石-3 石狩湾新港地区（東4丁目A地区）」ですが、これまでは市街化調整区域で白

地地域でしたが、今回、市街化区域の編入に併せて工業地域を指定します。面積は0.7ヘクタールであります。次に図の左下、「石一5 石狩湾新港地区（中央1丁目B地区）」につきましては、これまでは用途地域の準工業地域を指定しておりましたが、現在は水面となっているため、今回、区域区分の変更により市街化区域から除外されるため、用途地域の指定からも除外いたします。面積は、10.6ヘクタールであります。

なお、番号につきましては「区域区分の変更」と同じ番号を使用しております。「石一4」は区域区分の変更で、将来、市街化区域に編入する特定保留地区として位置づけし、今回、市街化区域には編入しない箇所のため、用途地域の変更においては欠番としております。資料の説明は以上でございます。

次に本変更案の縦覧結果についてご説明いたします。本変更案につきまして、さる1月6日から1月20日までの2週間、本市窓口及びホームページにより縦覧を行いました。縦覧者及び意見の提出はありませんでした。今後につきましては、本日、答申をいただければ、北海道と都市計画法の規定に基づく協議を行い、3月末を目途に区域区分の変更と同時に変更する予定です。「札幌圏都市計画 用途地域の変更」の説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

<岡本会長>

はい、ご説明ありがとうございます。それでは審議に入っていきたいと思っております。ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

ちょっと1個だけ質問してもいいですか。最後に縦覧の話がありましたけど、縦覧者も意見も0ということなのですか、縦覧した人の人数って数えているのですか。

<事務局：木本主査>

縦覧者について、ホームページについてはわかりませんが、窓口での縦覧者には名簿に記載していただくため、その受付に関しましては0ということでございます。

<岡本会長>

はい、わかりました。ありがとうございます。

<中村委員>

1つお伺いしたいのですが。

<岡本会長>

中村委員お願いします。

<中村委員>

2ページの商業地域の建蔽率が載っていないのですが、何か理由があるのですか。

<事務局：木本主査>

はい、商業地域の建蔽率に関しましては、8/10ということで決められておりまして、都市計画で決定することではございませんので、ここにメニューとしては書いてないこととなります。その他の用途地域に関しましては、何種類かございましてそのうち都市計画で決定するというかたちになってございます。

<中村委員>

はい。

<岡本会長>

はい、よろしいですね。

神代委員お願いいたします。

<神代委員>

勘違いしているかもしれませんが、準工業地域が石-5では減っていて、石-1では増えているということで、間違いないでしょうか。

<事務局：木本主査>

はい。

<神代委員>

その合計が、3ページで言えば準工業地域マイナス11ヘクタールという意味ですか。

<事務局：木本主査>

はい、10.6ヘクタールから0.2ヘクタールひいたら10.4ヘクタールではございますが、端数整理をしておりますので、単純にここだけで四捨五入をしますと数字は変わってくるのですが、総体として7.9ヘクタール減ることになります。ご了解いただければと思います。

<神代委員>

わかりました、ありがとうございます。

<岡本会長>

はい、よろしいですね。ご協力ありがとうございます。では、他に意見等ないようですので、この件に関しては妥当であるということによろしいでしょうか。

<委員>

意義なし。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。それではそのように答申していきたいと思います。文案については私の方に任せていただくというかたちでよろしいでしょうか。

<委員>

意義なし。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。それではこれで本日予定していた案件は終わりですけれども、事務局から何か連絡事項等はございますでしょうか、お願いします

<事務局：小島課長>

特にございません。

<岡本会長>

はい、それでは最後になりますけれども、今回の議事録の確認と確定については会長の私と榎本委員でおこないたいと思います、よろしくお願いします。

それではこれで、終わりですね。大変スムーズな審議にご協力いただきありがとうございます。以上を持ちまして、終了とします。ありがとうございました。

令和3年 2月16日 議事録確認

会 長 岡 本 浩 一

委 員 榎 本 哲 史